

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、ひとり親世帯の方へ

臨時特別の給付金を支給しています！！

〔支給額〕 1世帯 5万円、第2子以降1人につき3万円

※すでに支給済みの方は除きます。（児童扶養手当の受給者など）

ひとり親の手当（児童扶養手当）を受けてないけど…
支出が増えたけど、収入はそんなに変わらなかった…
それでも、給付金はもらえるのかな？



そんなあなたも
支給対象かもしれません！
「もしかして」と思ったら
まず、ご相談ください。



締め切りは、**2021年2月末**です。
ご相談は、お早めに！！

◆例えば、こんな方が対象になります。下記の3つをチェック！

- 子ども**…18歳になって最初の3月31日を迎えるまでの子を養育している
- 世帯**…離婚、死別などでひとり親世帯である ※事実婚は対象外
- 収入**…任意の月（令和2年2月以降）の収入×12月が365万円以下
※子ども1人の場合。子ども(扶養親族等)が1人増えるごとに上限が上がります。

お問い合わせは、

横須賀市役所 こども育成部 こども青少年給付課

電話番号 046-822-9809

横須賀市小川町11 はぐぐみかん1階

横須賀市ホームページ

「ひとり親世帯等臨時特別給付金」

※QRコードまたは検索サイトから

